

航空法施行規則の一部を改正する省令案について

平成 20 年 7 月

航空局技術部航空機安全課

背景

2006 年 3 月の国際民間航空条約附属書の改正に伴い、2009 年 1 月 1 日より、国際航空運送事業の用に供する航空機及びその装備品の整備等を行う認定事業場に対して安全管理システムの導入を要求する国際標準が採択された。

安全管理システムは、航空機の安全性確保に係る組織の体制(ヒューマンファクター)に主眼が置かれ、以下の①に掲げるように安全に対する責任権限を明確化し、②及び③に掲げるリスク管理を、明確化された文書により、認定事業場内の全員が把握し、一丸となって実施することにより、当該事業場における航空機の整備等に起因する事故やトラブルの未然防止を図るものである。

- ① 安全管理責任者の選任等、安全に対する責任権限の明確化
- ② 事業場内における報告体制、安全情報収集の強化及び当該情報の分析
- ③ モニタリング及び評価による継続的な改善措置の実施

我が国においては、既に 2006 年 10 月 1 日より本邦航空運送事業者に対して安全管理システムの導入を義務化しているところ、航空機の一層の安全確保を図るため、今般、航空機の整備等を行う認定事業場に対しても、安全管理システムの導入を義務化する必要がある。

改正の概要

1. 以下の認定業務を実施する認定事業場に対し、安全管理システムの導入を義務付ける。〔航空法施行規則第 35 条及び第 39 条関係〕

- ・航空法第 20 条第 1 項第 3 号(航空機の整備及び整備後の検査の能力)
- ・航空法第 20 条第 1 項第 4 号(航空機の整備又は改造の能力)
- ・航空法第 20 条第 1 項第 7 号(装備品の修理又は改造の能力)

のいずれかに係る認定業務であり、かつ、航空運送事業者が運航する客席数が 30 若しくは最大離陸重量が 1 万 5,000 キログラム以上の航空機又は当該航空機に装備する装備品に係るもの

2. 安全管理システムの導入に伴い、事業場の認定の基準に追加するものは、以下のとおりとする。

〔航空法施行規則第 35 条関係〕

(1) 航空機の安全性を確保するための認定業務の運営の方針に関する以下の制度

① 基本的な方針

② 関係法令及び安全管理システムその他の航空機の安全性の確保のための定めに関する制度

③ 基本的な方針に沿った目標を達成するための取組に関する制度

(2) 航空機の安全性を確保するための認定業務の実施及びその管理の体制に関する以下の制度

① 組織体制に関する制度

② 経営の責任者による航空機の安全性の確保に係る責務に関する制度

③ 安全管理責任者(事業場が、(1)から(3)までの制度に関する業務を統括管理させるため、認定業務の運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあり、かつ、認定業務を熟知している者のうちから選任する者)の権限及び責務に関する制度

(3) 航空機の安全性を確保するための認定業務の実施及びその管理の方法に関する以下の制度

① 情報の伝達及び共有に関する制度

② 事故等の防止対策の検討及び実施に関する制度

③ 事故、災害等が発生した場合の対応に関する制度

④ 内部監査その他の認定業務の実施及びその管理の状況の確認に関する制度

⑤ 教育及び訓練に関する制度

⑥ 航空機の安全性に係る文書の整備及び管理に関する制度

⑦ 認定業務の実施及びその管理の改善に関する制度

(4) 安全管理責任者の選任の方法に関する制度

3. 安全管理システムの導入に伴い、業務規程に記載する業務の実施に関する事項として、安全管理システムに関する事項を追加する。〔航空法施行規則第 39 条関係〕

4. 安全管理責任者の選任及び解任の届出に関する事項を追加する。

今後のスケジュール(予定)

公 布: 平成20年8月下旬

施 行: 平成21年1月1日